

福島市議会議会報告会実施要綱（案）

（平成 26 年 3 月 27 日議長決裁）

最近改正 平成 29 年 2 月 7 日議長決裁 平成 29 年 4 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 この要綱は、福島市議会基本条例（平成 26 年条例第 20 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（開催の時期）

第 2 条 報告会は、原則として当初予算を審議する定例会議及び決算を審議する定例会議の終了後、2 箇月以内に開催するよう努めるものとする。

2 報告会は、1 時期 4 箇所で開催するものとする。

3 報告会は、第 1 項のほか議長が必要と認めるときは随時開催することができる。

（班編成）

第 3 条 報告会は 4 班編成で行い、それぞれの班に各常任委員会から 2 名以上参加するものとし、議長を除く全議員がいずれかの班に属するものとする。

2 前条第 3 項の規定により報告会を開催するときは、前項の規定にかかわらず、各派代表者会の決定により班を編成することができる。

3 班構成は、各派代表者会において協議し決定するものとする。

4 班に正副班長を置き、構成員の互選により決定するものとする。

（日程及び会場）

第 4 条 報告会の日程及び会場については、各班の正副班長が協議し決定するものとする。

（報告内容）

第 5 条 報告会の報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（1）議決の概要

（2）議会の活動状況

（3）その他議長が必要と認める事項

2 前項の報告内容は、各常任委員会及び特別委員会において調整し、決定するものとする。

（報告会の役割）

第 6 条 報告会における司会進行、報告者、記録者及び資料作成等、報告会の運営に必要と認められる役割は、それぞれの班において協議し、調整のうえ決定するものとする。なお、質疑応答は全員で行うものとする。

（報告会の開催の告知）

第 7 条 報告会の実施については、広く市民等の参加者を募集するため、福島市議会ホームページ等により周知するものとする。

（報告会の記録）

第 8 条 報告会の記録は記録者が行い、要点筆記により記録するものとする。

(報告会の資料)

第9条 報告会での配布資料は、各班とも共通資料とする。ただし、第2条第3項の規定により報告会を開催するときは、別に資料を調製することができる。

(報告会の次第)

第10条 報告会の次第は、概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 議会報告
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会あいさつ

(報告及び公開)

第11条 報告会終了後、各班の班長は議長に文書による報告書を提出するものとする。

2 議長は、前項の報告書及び前項の意見に対する回答を福島市議会ホームページにおいて公開するものとする。

(議員派遣の手続き)

第12条 報告会の開催にあたり議員を派遣する場合には、福島市議会会議規則(昭和43年議会規則第1号)第160条の規定により議員派遣との手続きをとるものとする。

(報告会の開催に係る特例)

第13条 第2条から第6条まで及び第8条から前条までの規定による報告会の開催が困難な場合には、ほかの実施方法により特例的に報告会を開催することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会改革検討会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。